

お客さま 各位

株式会社新生銀行

法人向けインターネット・バンキング(新生コーポレートダイレクト)における 預金等の不正な払戻しに関する補償対応について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は新生コーポレートダイレクトのご利用につきお申し込みを賜り、厚く御礼申し上げます。

サービスのご利用に際し、法人のお客さまが新生コーポレートダイレクトに関する犯罪被害に遭われた場合の弊行対応方針をご案内申し上げます。

この方針は全国銀行協会が公表した、2014年7月17日付「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方(以下「補償の考え方に関する申し合わせ」)を踏まえた内容となっており、弊行としては、お客さまの被害に関する警察の捜査状況や弊行の調査結果、お客さまによるセキュリティ対策の実施状況等を勘案したうえで、「補償の考え方に関する申し合わせ」の趣旨に即して個別に検討を行い、適切に対応してまいります。

【弊行による補償の概要】

- 対象となるサービス : 新生コーポレートダイレクト
- 補償限度額 : 第三者が新生コーポレートダイレクトを不正使用したことにより、お客さま名義のお口座において損害(経済的損失)が生じた場合に、お客さま1社あたり年間5,000万円を限度額として損害の全部または一部につき補償を検討いたします。
- 補償の前提となる条件: 弊行の「指定セキュリティ対策」(※1)のうちいずれか一方または両方を導入されていること。

(※1) 2016年2月1日現在は、「ワンタイムパスワード方式」および「電子認証方式」が該当いたします。

今後、弊行が「指定セキュリティ対策」を変更する場合は、ログインページのマニュアルに掲載いたします。ご利用に際しては、インターネットに接続できる以下のパソコン環境を推奨いたします。以下のパソコン環境であってもお客さまのパソコンの利用状況や通信環境の設定状況等により、ご利用いただけない場合がございます。推奨環境は以下の通りとなっておりますので、ご不明な点がございましたら末尾の弊行照会窓口までご相談ください。

OS	インターネットブラウザ
Windows7 (SP1 適用済)	Internet Explorer 11
Windows8.1 (デスクトップ UI のみ)	Internet Explorer 11
Windows10	Internet Explorer 11

* Windows10に付属のブラウザのうち、Microsoft Edgeについては、推奨環境対象外となります。

* 上記内容については動作確認済みを意味するものであり、動作を保証するものではありません。

上記内容で動作しないことも稀にありますが、その場合は別の推奨環境でお試ください。

- * デスクトップ版のトークンダウンロードには、Windows 管理者権限が必要になります。
- * タブレット端末は動作確認対象外となります。
- * その他、ブラウザの設定についてはユーザーマニュアルをご確認ください。
- * ワンタイムパスワード(ソフトウェアトークン)についての対応機種や対応パソコンについてはシマンテック社の Web サイトにてご確認ください。

●お客さまに実施していただきたいその他のセキュリティ対策

- : 振込等の取引内容の入力担当者と承認者の電子証明書は異なるパソコンにインストールし、異なるパソコンでご利用ください。
- : 使用するパスワードは定期的に変更し、パソコン内・メール BOX にパスワードを保存しないようにしてください。
- : 取引限度額(承認限度額)等の各入力担当者、承認者の権限を必要な範囲内で適切に設定・管理してください。
- : パソコンにインストールされている推奨環境の基本ソフト(OS)、ブラウザ等に製造・販売元が提供する修正プログラムがある場合はそれぞれ最新の状態に更新してください。
- : パソコンにインストールされている各種ソフトで、メーカーのサポート期限が経過したものを使用しないでください。
- : セキュリティ対策ソフトを導入し常に最新の状態に更新してください。

●補償の対象とならない場合(主なもの)

- ・ 弊行の「指定セキュリティ対策」のいずれも導入されていない場合
- ・ 既に補償した補償額の年間累計が 5,000 万円に達している場合
- ・ 不正な払戻しが発生した翌日から 30 日以内に弊行に通知を行わなかった場合
- ・ 警察に被害届を出さない場合
- ・ 警察による捜査、弊行による調査にご協力いただけない場合
- ・ お客さまの故意または重大な過失によって生じた損害の場合
- ・ お客さまの関係者(社員、家族、使用人)が、使用または加担した不正使用による損害の場合
- ・ 新生コーポレートダイレクト取引規定・各種預金取引規定に違反したことにより生じた損害の場合
- ・ 戦争・暴動等の社会秩序の混乱に乗じてなされた不正使用による損害の場合

●補償を減額または補償を行わない取扱いとなりうる場合(主なもの)

- ・ 振込等の取引内容の入力担当者と承認者の電子証明書を同じパソコンにインストールし、利用している場合
- ・ 使用するパスワードを定期的に変更していない場合
- ・ パソコン内・メール BOX に使用するパスワードを保存していた場合
- ・ パソコンにインストールされている推奨環境の基本ソフト(OS)、ブラウザ等に製造・販売元が提供する修正プログラムがあるにもかかわらず最新の状態に更新していない場合
- ・ パソコンにインストールされている各種ソフトで、メーカーのサポート期限を経過したものを使用していた場合
- ・ セキュリティ対策ソフトを導入していない、または最新の状態に更新していない場合

- ・ その他お客さまの過失により損害が生じた場合

また、新生コーポレートダイレクトをより安全にご利用いただくため、以下の点にご注意をお願い申し上げます。

(ご利用の際の注意点)

- ・ ウイルス等の感染を防ぐために、不審な電子メールに付された URL のクリック、添付ファイルの開封を行わないでください。
- ・ 新生コーポレートダイレクトは、ログイン後に、ポップアップ画面等から ID、パスワードの入力を求めることはありませんので、不審な画面が表示された場合は決して入力しないでください。
- ・ お客さまが知らないうちにパソコン内の電子証明書が消失していた場合や、パソコンの動作が通常と異なる場合はウイルス等に感染している恐れがございますので、このような事象がみられたパソコンでは、新たなお取引を行わず、ウイルスチェックや駆除等の措置を講じてください。
- ・ 新生コーポレートダイレクトへのログイン等に使用するパソコンや、ルーター等について、未利用時は可能な限り電源を切断してください。

万一、不審と思われる取引がございましたら、末尾に記載しております弊社照会窓口までご連絡いただくとともに、最寄りの警察署にもご相談くださいますようお願い申し上げます。また、補償対象となるか否かを含め、新生コーポレートダイレクトにおける預金等の不正な払戻しに関する弊行の補償対応に関してご不明な点がございましたら、末尾に記載しております弊社照会窓口までご連絡ください。

敬 具

【ご照会窓口】

新生コーポレートコールセンター(法人ご契約者専用)

TEL: 0120-511-025(ご利用可能時間帯: 弊社営業日の午前9時~午後5時)

※ メニュー番号は「4」をご利用下さい。